

令和 7 年第 3 回佐伯市議会臨時会 予算外議案の概要

議 案

議案第 51 号

佐伯市副市長の選任について（候補者柴田真佑） （議案書 3 ページ）

地方自治法第 162 条の規定により、副市町村長は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、選任することとされている。

現在、空席となっている副市長に柴田真佑（しばた しんすけ）氏を新たに選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

議案第 52 号

佐伯市副市長の選任について（候補者野々下留美） （議案書 5 ページ）

議案第 51 号と同様の議案である。

現在、空席となっている副市長に野々下留美（ののした るみ）氏を新たに選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

議案第 53 号

佐伯市監査委員の選任について（候補者大野達也） （議案書 7 ページ）

地方自治法第 196 条第 1 項本文の規定により、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、選任することとされている。

本市の監査委員のうち、大野達也（おおの たつや）委員の任期が令和 7 年 4 月 16 日で満了し、議員選出の監査委員が不在となっているため、同氏を再度選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

議案第 54 号

佐伯市公平委員会委員の選任について（候補者岩崎眞佐美） （議案書 9 ページ）

地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、公平委員会委員は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとされている。

本市の公平委員会委員のうち、岩崎眞佐美（いわさき まさみ）委員の任期が令和 7 年 5 月 19 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

議案第 55 号

佐伯市公平委員会委員の選任について（候補者神田芳） （議案書 11 ページ）

議案第 54 号と同様の議案である。

本市の公平委員会委員のうち、神田芳（かんだ かおり）委員の任期が令和 7 年 5 月 19 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

議案第 56 号

佐伯市公平委員会委員の選任について（候補者古川京子） （議案書 13 ページ）

議案第 54 号と同様の議案である。

本市の公平委員会委員のうち、河村昌江（かわむら まさえ）委員の任期が令和 7 年 5 月 19 日で満了するため、新たに古川京子（ふるかわ きょうこ）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

議案第 57 号

佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者山口清一郎） （議案書 15 ページ）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 4 条第 2 項の規定により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとされている。

本市の教育委員会委員のうち、山口清一郎（やまぐち せいいちろう）委員の任期が令和 7 年 6 月 28 日で満了するため、同委員を再度任命するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

専決処分の報告

報告第 8 号

佐伯市税条例の一部改正について

(議案書 24 ページ)

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例の一部改正について、令和 7 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 7 年 3 月 31 日に地方税法が改正され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行った。

＜主な改正の内容＞

軽自動車税関係

(1) 原動機付自転車の車両区分の見直しに伴う種別割の税率の変更

令和 7 年 11 月から「国内第 4 次排ガス規制」が原動機付自転車にも適用されることに伴う令和 6 年 11 月の道路運送車両法施行規則の改正により、原動機付自転車の車両区分が見直され、新たな基準の原動機付自転車が設けられた。

これに伴う地方税法の改正により、種別割の税率が変更されたため、改正後の同法と同様の種別割の税率を次のとおり新たに定めた(第 82 条改正関係)。

	原動機付自転車（2 輪）の車両区分	税率（年額）
	総排気量 50cc 以下又は定格出力 0.6kw 以下	2,000 円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下又は定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下	2,000 円
新設	総排気量 125cc 以下で最高出力 4.0kw 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下又は定格出力 0.8kw 超 1.0kw 以下	2,400 円

固定資産税関係

(2) 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告手続の緩和

地方税法の改正により、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の税額の減額措置について、当該マンションの区分所有者から当該減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンション管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該マンションが当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとされた。

これに伴い、改正後の同法と同様の措置を講じた（改正後の附則第 10 条の 3 第 14 項追加関係）。

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：税務課)

報告第 9 号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

(議案書 26 ページ)

報告第 8 号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、令和 7 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 7 年 3 月 31 日に地方税法が改正され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行った。

＜主な改正の内容＞

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

地方税法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める(附則第 5 項、第 6 項及び第 17 項改正関係)。

(2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：税務課)

報告第 10 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

(議案書 27 ページ)

報告第 8 号と同様に、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、令和 7 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 7 年 3 月 31 日に地方税法施行令が改正され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額並びに低所得者に対する軽減判定所得基準額の引上げを行うため、所要の改正を行った。

＜主な改正の内容＞

(1) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ

団塊の世代の多くが 75 歳以上となって後期高齢者医療制度の医療費の増加が見込まれる中、中間所得層の負担上昇を緩和するため、基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円(現行 65 万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 26 万円(現行 24 万円)に引き上げた(第 2 条第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書並びに第 23 条第 1 項改正関係)。

区分	改正前	改正後	差額
基礎課税額	<u>65 万円</u>	<u>66 万円</u>	<u>1 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>24 万円</u>	<u>26 万円</u>	<u>2 万円</u>
介護納付金課税額	17 万円	17 万円	0 円
合計	<u>106 万円</u>	<u>109 万円</u>	<u>3 万円</u>

(2) 低所得者に対する軽減判定所得基準額の引上げ

物価上昇に伴う所得水準の全体的な上昇の影響により、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を30万5,000円（現行29万5,000円）に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を56万円（現行54万5,000円）に引き上げた（第23条第1項第2号及び第3号改正関係）。

軽減割合	軽減判定所得基準額	
5割軽減	改正前	43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1）） ＋ <u>（29万5,000円）</u> ×（被保険者等の数）
	改正後	43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1）） ＋ <u>（30万5,000円）</u> ×（被保険者等の数）
2割軽減	改正前	43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1）） ＋ <u>（54万5,000円）</u> ×（被保険者等の数）
	改正後	43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1）） ＋ <u>（56万円）</u> ×（被保険者等の数）

(3) 施行期日

令和7年4月1日

（担当課：保険年金課）

報告第 11 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 28 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 7 年 4 月 21 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名 : 佐伯市蒲江大字竹野浦河内 294 番地 1 で発生した家屋の屋根
損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方 :

(3) 事件の概要 : 令和 7 年 2 月 5 日、佐伯市蒲江大字竹野浦河内 310 番地の旧
佐伯市立河内小学校の屋根の一部の部材が、佐伯市蒲江大字竹
野浦河内 294 番地 1 の相手方が所有する家屋の屋根に飛散し
て当該屋根の一部を破損していることが確認された。

(4) 和 解 内 容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償根拠 : 国家賠償法第 2 条第 1 項

(6) 賠償金額 : 712,800 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 家屋屋根修理費 712,800 円

(担当課 : 財政課)

報告事項

第3号報告

債権の放棄について

(議案書 33 ページ)

次の表に掲げる非強制徴収債権について、佐伯市債権管理条例第15条第1項の規定により放棄したので、同条第2項の規定により報告するものである。

【放棄した債権の金額及び件数並びに債権を放棄した事由】

(上段：金額(円)、下段：件数)

債権名	金額 (円)	件数 (件)	放棄した事由 (条例第15条第1項)			
			第2号	第3号	第4号	第5号
			行方不明	相続放棄 限定承認	破産等	生活困窮
情報ネットワーク 施設使用料	145,840	3	50,560			95,280
			1			2
水道料金	123,910	9	86,280	12,840	24,790	
			4	3	2	
計	269,750	12	136,840	12,840	24,790	95,280
			5	3	2	2

(担当課：全般的な事項については税務課、個別の債権に係る事項については情報推進課及び営業課)